

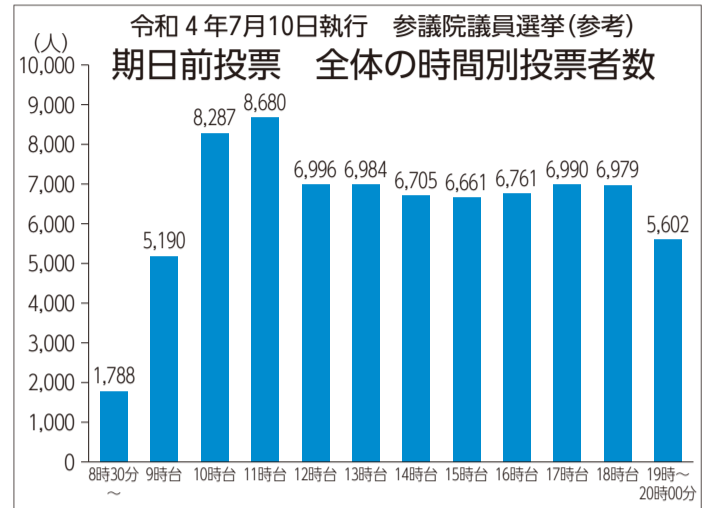
5面からつづき

分散投票のお願い 期日前投票 をご利用ください

ご本人の投票所入場整理券(届いている場合)をお持ちください。投票所入場整理券の裏面に記載の **期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入し**、お近くの期日前投票所へお持ちください(前もって必要事項を書いてから来場いただくとスムーズに投票ができます)。
投票所入場整理券を紛失した場合や投票資格の要件を満たしているにもかかわらず、投票所入場整理券が届いていない場合でも、期日前投票所で選挙人名簿で確認できれば投票できます。

期日前投票所 場所	期間・時間
区役所庁舎2階(東陽4-11-28) 森下文化センター2階工匠館(森下3-12-17) 富岡区民館3階ホール(富岡1-16-12) 豊洲シビックセンター1階ギャラリー(豊洲2-2-18) 小松橋区民館4階第1・2洋室(扇橋2-1-5) カメラプラザ9階第2研修室(亀戸2-19-1) 総合区民センター6階第2研修室(大島4-5-1) 砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3) 南砂区民館4階ホール(南砂6-8-3)	4月17日(月) ~22日(土) 午前8時30分~午後8時

- ◆次の理由などで投票日当日に投票所へ行けない見込みのある方は、期日前投票ができます。
- ①仕事や用事、レジャーなどの予定がある方
 - ②入院や出産などの予定があるため、投票所に行けない見込みのある方
 - ③天災または悪天候により、投票所に到着することが困難であると見込まれる方
 - ④投票日当日の混雑により、新型コロナウイルス感染症への感染が不安な方や心配な方



※午前中の早い時間帯は、比較的混雑が少なくスムーズに投票できる傾向があります。

聴覚に障害のある方を手話通訳者がお手伝いします

聴覚に障害がある方の投票をお手伝いするため、4月19日(水)の期日前投票所の一部(区役所・豊洲シビックセンター・総合区民センター)には手話通訳者がいます※皆さんのご近所、お知り合いに該当する方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

不在者投票の制度

滞在地での不在者投票

仕事や旅行等で江東区外に滞在する方は、あらかじめ投票用紙等を請求していただくと、選挙の告示日の翌日(4月17日(月))から投票日の前日(4月22日(土))まで、滞在先の区市町村選挙管理委員会で投票することができます。※不在者投票できる場所・時間等については滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

①江東区選挙管理委員会宛に投票用紙等を請求
区ホームページからも請求書が印刷できます。自書にて記入し郵送または持参してください。※ファクスや電子メールでの申請はできません。

②投票用紙等を郵送
「投票用紙の送付先」へレターパックで投票用紙等をお送りします。※送られてきた投票用紙等の封筒は開けてはいけません。

③滞在先で投票
滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。※投票済の投票用紙等が投票日当日(4月23日(日))までに江東区に到着するように、余裕をもって投票してください。

指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

病院・老人ホーム等に入院・入所している方で、その施設が不在者投票の指定施設になっていれば、その病院・老人ホーム等で投票することができます。お早めに病院長等(事務担当者)にその旨をお伝えください。



郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、お体が不自由で投票所へ行くことが困難な方が、現在お住まいの場所で投票用紙の記入を行い、郵便等で投票を行うことができる制度です。

- ①対象となる方
ご自分で字を書くことができる方で、表1のいずれかの障害・等級に該当する方
- ②代理記載制度
ご自分で字を書けない場合でも、表1の障害等に該当し、さらに表2のいずれかの障害・等級をお持ちの方は、あらかじめ選挙権を有する代理人を指定して、投票用紙に代理記載をさせることができます。
- ③投票用紙の請求について
投票用紙の請求は、江東区選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」(以下「証明書」という。)を添付して、4月19日(水)(投票日の4日前)の午後5時までに行う必要があります。すでに証明書をお持ちの方には、ご案内の通知を郵送します。新たにこの制度の利用を希望する方は、証明書発行の手続きが必要ですので、お早めにお問い合わせください。

表1 郵便等で投票ができる方

手帳等の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	-

表2 代理記載制度を利用できる方

手帳等の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症~第2項症

特例郵便等投票(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律)

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等(感染症法・検疫法の規定による保健所や検疫所からの外出自粛要請や、検疫法の規定による隔離または停留の措置)を受けている方で、その期間が請求時に選挙期間にかかると見込まれる場合など、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。投票用紙等の請求は、選挙人名簿登録がされているお住まいの市区町村の選挙管理委員会に、4月19日(水)必着(投票日の4日前)までに行う必要があります。詳しくは、区ホームページをご確認ください。
※濃厚接触者は特例郵便等投票の対象ではありません。投票所等での投票ができますので、マスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします。

当日投票所の変更について (次の住所にお住まいの方は昨年7月の参議院議員選挙と投票所が変更になりますのでご注意ください)

投票区	変更となる方の住所	旧投票所	今回の投票所
第12投票所	富岡1・2丁目、牡丹2・3丁目(1~27番)	富岡区民館	数矢小学校
第36投票所	大島3丁目	第二大島小学校	第二大島中学校

※投票所の出入口や門などが変更または閉鎖となる場合がございます。必ず、お手元の入場整理券の地図をご確認ください。